

めざます企業の繁栄と社会への貢献

# ほうじん

公益社団法人 松山法人会

# NO.98

発行所 (公社)松山法人会広報委員会

事務局 〒790-0067

松山市大手町2丁目5-7

(愛媛中小企業指導センター内)

T E L 089-941-7711

F A X 089-947-4251

発行日 平成25年12月

HP <http://www.matuyama-hojinkai.or.jp/>

## 支部活動で企業間結婚支援イベント



▲第7支部 結婚支援イベント実行委員会を取材される様子

松山法人会では、松山市、伊予市、伊予郡、東温市、上浮穴郡を20地区に分け(=支部)、「企業の町内会」としての機能を持った支部活動を行っています。地域経済の疲弊など、あらゆる諸問題の根源である人口減少を解決するため、支部主導で結婚支援イベントを計画しています。

地域の企業が集い、企業間、地域内の独身男女の出会いの場を創出することによって若手社員

の異業種交流の場ともなっています。

企業が集い、従業員や地域の方の出会いの場を創出するこの取り組みは、全国的に珍しく、11月15日NHK総合テレビ「四国のいいぶん」で紹介されました。

番組取材の中で、第7支部 金子文理 支部長(四国メディコム株)は、「昔は、経営者が若手社員の出会いの場を創っていた。大切な人を見つけると仕事も充実する。」と企業が出会いイベントに取り組む目的をコメントされています。



▲NHKの取材を受ける岩丸事務局長

### 目次

・企業間結婚支援事業-----	P1
・愛媛県からのお知らせ-----	P2
・松山市からのお知らせ-----	P3
・松山税務署からのお知らせ-----	P4

・法人会全国大会青森大会・ 税を考える週間広報活動-----	P5
・労務便りVol.17-----	P6~7
・調査課部会30周年事業・歯科検診事業-----	P8



松山空港のイメージキャラクター「まっこう」

愛媛県からのお知らせ

# 松山～ソウル便・上海便を ぜひご利用ください!



愛媛県のイメージキャラクター「みきゃん」

▶ 松山空港利用促進協議会企画商品のご案内

松山空港利用促進協議会（会長：知事、事務局：国際交流課）では、県民の皆さんに、積極的に国際定期便をご利用いただくため、料金の低廉化、商品内容の充実を図った企画商品を作成・実施しています。

韓国、中国方面へのツアー、乗継利用による第三国へのツアーなど、バラエティーに富んだ、非常にお得なツアーとなっておりますので、ぜひ、積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

商品の詳細は、各旅行会社にお問い合わせください。

□企画商品一覧（29,800円～）

旅行会社名		商品名	お問合せ先
ソウル便	フジトラベルサービス	大満足ソウル4日間	089-947-8571
		京畿道ロケ地巡り4日間	
	読売旅行松山営業所	作道泰子の私流ソウル シーズンⅡ	089-947-1611
	愛媛新聞旅行	グランドアンバサダーに泊まる 盛り盛りソウル 観光も食事也大満喫!	089-933-3564
	H I S松山営業所	H I S現地支店長オススメのソウル	089-931-6121
上海便	フジトラベルサービス	デラックスホテルに泊まる上海・無錫3日間	089-947-8571
	読売旅行松山営業所	ザ・ヴェネチアンホテル ベラスイートに泊まる 香港・マカオ4日間	089-947-1611
	愛媛新聞旅行	デラックスホテルに滞在「世界遺産」アユタヤとバンコク4日間	089-933-3564

▶ 松山～上海便のビジネス利用に係る助成事業のご案内

松山空港利用促進協議会では、松山～上海便のビジネス利用を促進するため、各種助成事業を実施していますので、ぜひ、積極的にご利用ください。詳細はHPでご確認ください。

◇ ビジネス団体利用促進事業助成金（助成限度額 1人当たり4千円、1団体当たり60千円）

商談や打合せ、現地視察や渡航先で開催される展示会、商談会への参加など、上海便を利用した海外での経済活動を行う団体に対して、助成金を交付する。

◇ ビジネス利用マイカー駐車場補助事業（補助限度額 1台1回当たり3千円）

上海便をビジネス利用する企業等関係者に対し、松山空港駐車場料金の一部を補助する。

◆ ソウル便の運航ダイヤ（火・水・日曜日 運航）

松山 ⇒ ソウル		
便名	松山→ソウル	機種
AAR175	17:40→19:20	A321

ソウル ⇒ 松山		
便名	ソウル→松山	機種
AAR176	15:10→16:40	A321

◆ 上海便の運航ダイヤ（松山→上海 月・金曜日

松山 ⇒ 上海		
便名	松山→上海	機種
MU276	09:20→10:05	A319

運航 / 上海→松山 木・日曜日 運航)

上海 ⇒ 松山		
便名	上海→松山	機種
MU275	17:20→20:10	A319

※ 上海は1時間時差あり（上海発着時間は現地時間）

【問い合わせ先】松山空港利用促進協議会（事務局：愛媛県国際交流課） TEL089-912-2311  
<http://www.matsuyama-airport.co.jp/contents/riyou-sokusin.shtml>



# 償却資産の適正な申告について

松山市からのお知らせ

償却資産の申告につきましては、毎年格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび本市では標題の件につきまして、地方税法第408条の規定に基づき、未申告者の把握及び申告内容の精査により、一層の適正かつ公平・公正な申告をお願いするにあたり、以下の取組みを実施させていただいております。

償却資産の申告書は、市町村長が償却資産の価格を決定するための資料としての性格を有するものであり、その価格の決定にあたっては申告書の内容を詳細に点検するとともに、国税資料との照合や実地調査を行って、適正かつ公平な課税に努めなければならないとされています。  
(地方税法第408条)

## ●未申告の法人

毎年1月1日現在松山市内に償却資産を所有されている方は、その内容(取得年月、取得価額、耐用年数等)について、1月31日までに市役所へ申告していただきますよう、よろしくお願いいたします。(地方税法第383条)

## ●現に申告をいただいている法人

平成24年度から、「償却資産申告書」を基に作成いたします本市の「償却資産課税台帳」と、国税資料等の申告内容を照合させていただいております。

照合により確認を要する場合、「固定資産台帳」及び「法人税及び所得税 諸表」(共に写し)を郵送等で提出していただき、申告内容と所有される資産を精査させていただいております。  
(地方税法第353条①)

### 【固定資産台帳等の提出理由について】

- 固定資産税と国税では取扱いが異なる場合があり、資産の申告が適切になされているか。(下記の表を参照)
  - 償却資産と家屋の附帯設備においてはその判別が困難な場合が多く、それらの資産が現に償却資産であった場合、適切に申告がなされているか。
- 以上の確認において必要とされるため、提出をお願いさせていただいております。

なお、照合の結果、適正な申告がなされていない場合は、修正申告のご案内をさせていただいております。

項目	償却資産(固定資産税)	国税(法人税等)
減価償却の方法	定率法(旧定率法)を適用	定率法(250%定率法)・定額法の選択性
評価額の最低限度額 (償却可能限度額)	取得価額の5/100 ※事業の用に供している限り、必ず一定の価値があるとの趣旨です。	備忘価額(1円)まで ※法定耐用年数を経過した時点で「残存簿価1円」まで償却が可能。
「中小企業等の少額減価償却資産の即時償却制度」	認められていません。課税対象となります。	損金算入処理が可能(租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産)
圧縮記帳の制度	認められていません。適正な時価を取得価額とします。	認められています。(租税特別措置法)

### eLTAXによる電子申告は?

平成26年度申告からeLTAX(エルタックス)を利用した電子申告が可能となります。eLTAXの利用方法等、詳しい内容や手続きについては、eLTAXホームページ

なお、ご不明な点がございましたら、右記の償却資産担当まで直接お問い合わせ下さい。

### 【償却資産の対象となる資産の例】

受変電設備・家用発電機・蓄電池設備・配電盤装置  
格納式避難設備・中央監視制御装置・屋外電気設備  
工場等の動力配線設備・社員食堂・社員寮の厨房設備

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市理財部資産税課 償却資産担当  
電話(089)948-6309・948-6311

## 松山税務署からのお知らせ

## ダイレクト納付はこんなに便利です

● **ダイレクト納付とは**

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる電子納税の納付手段です。

● **ダイレクト納付のメリット**

ダイレクト納付は、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能なほか、その他の電子納税にはない次のようなメリットがあります。

- ① インターネットバンキングの契約が不要。
- ② 期日を指定して納付することが可能。
- ③ 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能。

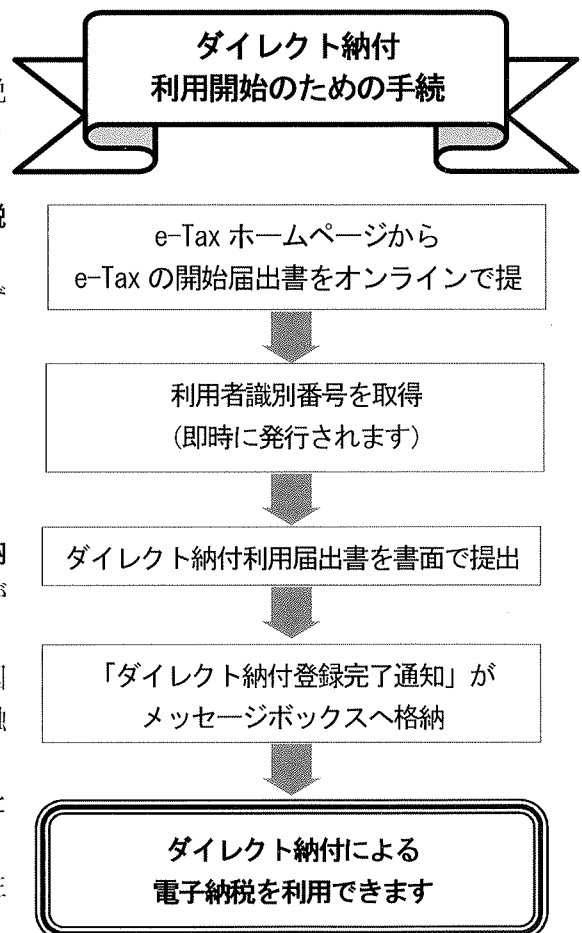
● **対象となる税目**

電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、贈与税、酒税、印紙税など）が対象となります。

- ※ 特に利用回数の多い手続に便利です（源泉所得税の毎月納付手続等）。
- ※ e-Taxに納付情報登録をすれば、上記にかかわらず全ての税目にダイレクト納付が利用できます。納付情報登録の方法は、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認ください。

● **ダイレクト納付の利用のために**

- ① e-Taxの利用開始手続が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を所轄の税務署に書面で提出する必要があります。
- ② ダイレクト納付が利用可能な金融機関については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）の「利用可能金融機関一覧」でご確認ください。
- ③ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ④ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高にご注意ください。  
※ 納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。



e-Taxに関する情報は e-Tax ホームページへ [www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

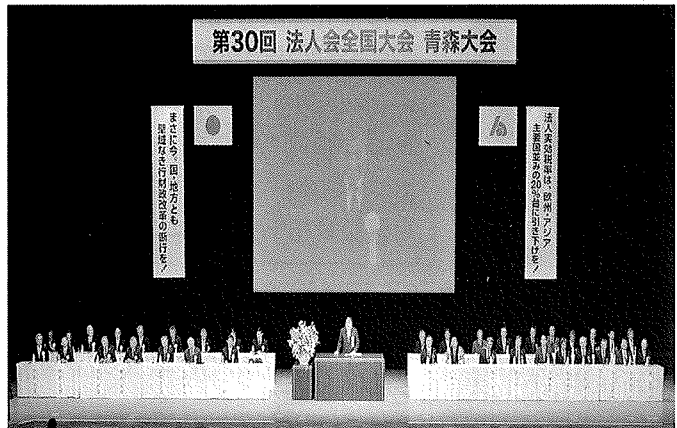
e-Tax の操作に関するお問い合わせは e-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-01-5901

税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 法人会の平成26年度税制改正に関する提言を公表～青森にて全国大会～ ～中小企業の活性化と財政健全化、行政改革の徹底を要望!!～

10月3日、第30回法人会全国大会が青森市で開催され、平成26年度税制改正に関する提言の報告が行われた。主な提言内容としては、①法人実効税率20%台の実現と中小企業の軽減税率15%本則化、適用所得金額1600万円への引き上げ、②中小企業の活性化に資する税制措置として、中小企業投資促進税制の拡充と本則化、交際費課税の見直し、③事業承継税制の拡充、④消費税率引き

上げに伴う対応措置、⑤行政改革の徹底、⑥財政健全化に向けて、その目標の達成には増税や税の自然増収のみに頼ることなく、聖域なき歳出削減を行い、そのための具体的な方策と工程表を示すべきであるとし、その他、「国と地方のあり方」「震災復興」などについても提言を行った。また、安倍内閣に対し、強い日本経済構築に向け、困難にも臆せず、諸改革に取り組むよう強く求めた。



## 税を考える週間 税に関する作品展をいよてつ郊外電車内で開催!

女性部会では、税についての関心と正しい知識を持っていただくことを目的に租税教室を開催した小学校から「税の絵はがき」を毎年募集している。今年度は、11月11日から2週間、より作品を身近に感じていただくため、いよてつ郊外電車内で「税に関する作品展」を開催し、「税の絵はがき」128点を出品した。車両内には、松山市租税教育推進協議会が公募した「税の五七五」や松山青色申告会が会員から募集した「税金川柳」も展示された。

11月10日には、車両運行に先立ち、展示車両の見学会が行われ、応募いただいた児童、保護者が見学に訪れた。

「税の五七五」では、公募作品の中から松山東高校1年 松下洸葵さんの「人々の納めた思いが国創る」が松山法人会会長賞を受賞した。



## 労務だより vol.17

## ～転ばぬ先の杖～ 改正労働契約法のツボはココ！ 有期労働契約の3つのポイント ②裁判の判例がそのまま法律に！



社会保険労務士 脇本美緒

さくら社会保険労務士事務所 代表社労士

〒790-0905 松山市樽味4丁目14番10号

プロフィール：関西大学社会学部卒 地元放送局にて会館業務、経理を担当。結婚退職後、食品会社にて総務、人事、ISO9001事務局運営の経験を積む。社会保険労務士の他、プロフェッショナル・キャリアカウンセラー、認定コンサルタント(JIPCC認定)、四国初の女性労働協会認定講師資格を所有し、コストをかけない従業員満足度の向上、黒字社員化の実践を強みとする。

### ～どんな時に雇止めができて、どんな時がだめなのか～

今回は、有期雇用契約が通算5年を超えて繰り返し行われた場合、労働者の申出によって無期雇用契約に転換されるお話をいたしました。

今回は2つめのルールについて述べたいと思います。このルールは上のお題のとおり、ズバリ“最高裁判例がそのまま”法律になりました。

簡単にお伝えすると、**契約期間が満了し雇用が終了したとしても、場合によっては「雇止め」ができない**ということです。

では、どのような場合に「雇止め」が無効になるのでしょうか。

#### ①、②のどちらかに当てはまる有期労働契約をしている場合、このルールの対象となります

①過去に反復更新された有期労働契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できると認められるもの ●最高裁第一小法廷昭和61年12月4日判決(東芝柳町工場事件)

②労働者において、有期労働契約の契約期間の満了時にその有期労働契約が更新されるものと期待することについて合理的な理由があると認められるもの

●最高裁第一小法廷昭和61年12月4日判決(日立メディコ事件)

(厚生労働省「労働契約法改正のあらまし」より引用)

ざっくりと言うと、仕事の種類や内容が正社員とほとんど変わりがなく、実態は「期間の定めのない契約」と考えられるものは雇止めが無効になります。また、労働者に将来も有期雇用契約の更新ができるものと期待感を抱かせている場合も、雇止めは認められません。

ただし、更新に対し期待することについては合理的な理由が必要となります。一つの側面だけをもって結論づけるのではなく、あらゆる事情を考慮に入れて総合的に判断されます。(詳しくは下記判決参照)

しかし、このルールは労働者からの更新の申込みがないと適用されません。本人が希望しない場合は雇用終了となりますし、希望があれば満了前と同じ条件で有期労働契約を更新することになります。この申込みは、雇止めを行った時に「えっ、困ります。」とか「そんなの嫌です。」など労働者から何らかの反対の意思表示があれば申込みをしたことと解されますので、その点をご留意下さい。

それでは、雇止めに関して裁判ではどこに焦点を当てているのか、考えていきましょう。

#### ①東芝柳町事件

契約期間が2ヶ月の臨時工に対し、5回ないし23回にわたって労働契約の更新を重ねた後、会社側が雇止めを行う意思を伝えた。しかし職務内容は本工と違いがなく、希望退職者以外のほとんどは長期間の継続雇用がされていた。また本工への試験制度はあったが、不合格でも相当数の者が引続き雇用されていた。採用については期間満了後、直ぐに新たな契約の手続きはせず、担当者からは長期雇用契約、本工登用を期待させるような言動もあり、本工に転換したいと強く希望していた。

⇒雇止め無効(臨時工側の勝訴)：実質的に期間の定めのない契約と同じとされた。

#### ②日立メディコ事件

会社と臨時員とは2ヶ月の有期契約を5回更新していたが、不況に伴い臨時工は人員削減の対象となった。独立

採算制の工場であったため、他事業部に人員を配置転換することができないという背景があり、雇用調整の目的であった臨時員から雇止めを行うこととなった。

なお、臨時員を採用する際は本工とは違い、試験等は行わず簡単な方法で決定していた。また、仕事も比較的簡易な作業に就かせていた。契約更新にあたっては、期間満了前に本人と契約更新の意思を確認し、労働契約を交わしていた。  
⇒「雇止め有効(会社側の勝訴)」：①と同じく業務が常により、更新回数が多かったため解雇の法律の原理が適用されるべきだが、経済事情により全従業員から希望退職の募集をせず、まず採用手段、職務内容にも差異のある有期雇用契約労働者から雇止めを行ったことは不当・不合理な措置とは言えないとされた。

これらの2つの判決の共通点は、複数回更新と業務の恒常性、そして契約更新に対する期待感でした。すなわち、一般常識と照らしあわせて期間雇用でないと思われるものは、解雇に値するとみなされました。

しかし相違点として、業績不振のため雇用を終了したこと、正社員と臨時工との仕事内容に差異があったことが判決の結果の分かれ道となりました。

判例から伺えるように、様々な事情を考慮に入れて雇止めかどうかの判断をする必要があります。

**「雇止め」と「解雇」の違いはなに？**

☆「雇止め」＝「使用者が更新を拒否」→「契約期間満了」→「雇用終了」

つまり、「約束の日が来たので、契約をここで終わりにしますね。」と使用者が労働者に対して次の更新をしない意思表示をし、雇用を終了すること。

★「解雇」は、労働契約を使用者側から一方的に解除するもの。客観的にみて合理的理由があり、一般常識からみても解雇に値する場合に可能となる。

言い換えると、それ相当の理由がないと解雇できないということになる。

今回ルール化された判例以外にも、実に様々な事案があります。その傾向を理解すれば、有期雇用契約をするに当たって未然にトラブルを回避することができます。そこで、具体的な雇止めに関する代表的な判断項目をI表でまとめました。

結論から言うと、**厳格な更新手続きを行い、正社員等との雇用管理の違いを明確にすることが重要な要素**となります。

I表\*これらの要素は総合的に判断しますので、1つだけ該当していてもただちに雇止めに該当・不該当というわけではありません\*

判断要素	雇止め○(契約期間満了)	雇止め×(解雇となり得る)
仕事の種類、内容、勤務形態	範囲が異なる	正社員と差異なし(同一業務、同一製造ライン)
業務	臨時的(季節的・イベント)	恒常的
更新手続き	厳格(満了時期毎に意思確認)	自動更新、形式的な更新(更新欄が1契約書に多数、更新時期を過ぎてからの契約)
更新基準	明確(勤務実績、能力、更新回数の上限等契約書で提示)	同様の地位・条件にある労働者の雇止めの例がほとんどない
期待感	更新の見込みについて明瞭に説明、契約期間を周知	雇用継続の期待させる言動、態度あり
契約締結の経緯、期間、年齢等の上限設定	契約期間(特に定年後)を契約書にて明示にし、合意	長期間雇用を前提にした有期契約

これからより良い有期雇用契約をするためには、最初の契約や更新の際に、仕事の内容や責任度(社員との違い)を明確に伝えることがきわめて大切です。またいつまでなのか、更新されるとしたらどういう基準なのか等、お互いが理解している事が鍵となります。会社としても曖昧な態度を示していると、思わぬところで無用な問題が起こりかねません。労働者にとって仕事をする事は生活の糧ですので、先に述べた改正事項とI表を勘案しながら慎重に行う必要があります。

さて次回はシリーズ最終回、3つめの改正「不合理な労働条件の禁止」とアベノミクスによる今後の有期雇用の展望についてお伝えしたいと思います。



## (一社)愛媛県法人会連合会

調査課部会30周年事業 企業間<sup>であい</sup>de愛交流会

愛媛県法人会連合会 調査課部会（設立昭和56年※）の設立30周年を記念して11月3日にアイテムえひめにて700人が参加し「企業間de愛交流会」を開催しました。

基調講演にて「感性マーケティング～市場の心をつかみ、時代の風に乗る脳科学～」と題して感性アナリスト 黒川伊保子氏の講演を聴講し、その後「チーム対抗アトラクション・スイーツタイム」にて異業種で構成された即席チームで優勝目指して頑張りました。

また、スイーツは県のブランド戦略課のご協力により「えひめスイーツコンテスト」入賞作品を用意、法人会が実施している社会貢献活動の公益事業ノウハウを生かし、部会員企業の独身社員を対象に、日頃の接触が少ない他の部会企業との気軽な異業種交流の場、出会いの場としても楽しめる盛況な交流会となりました。

今回の事業は役員企業所属職員で構成された実行委員会が主となり企画運営いたしました。今後もこのような場を通して、地域社会の発展と企業の繁栄に役立つ活動に取り組んでいきます。

※調査課部会とは愛媛県内の主要な企業82社で組織され、高松国税局調査査察部の協力のもと時勢に応じた税務の研修に努めると共に、調査査察部との相互理解を深めながら、各部会員企業の発展を支援することを目的として活動しています。



## 歯科検診受診啓発事業を開始しました!



▲星企画株式会社での検診の様子



▲第14支部会での啓発事業の様子

今年度より新たに開始された法人会事業の一つである『壮・中年期歯科検診促進「中予モデル」構築事業』の先駆けとして、星企画株式会社の従業員20人を対象に、無料で講演会及び検査キット

による歯周病進行具合の自己診断、県歯科医師会会長と県地方局職員の歯科医師による歯科検診が実施されました。講演会では、歯から全身疾患に係わる内容を主として啓発が行われました。松山法人会各支部においては、11月7日に第14支部、同月15日に第15支部、同月18日に第3支部、同月25日に上浮穴支部で、会員事業所の経営者と従業員、一般の聴講者を招いて、講演会と検査キットによる無料の簡易検査を実施しました。今後も他支部で順次当事業を実施していきます。